

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 133  
2017.3.10

## 医療・福祉問題研究会 第127回研究例会

日 時: 4月15日(土) 午後3時~5時

会 場: 松ヶ枝福祉館1Fいきがい活動室(金沢市高岡町7番25号)

テーマ: 『成年後見制度の現状と課題』

報告者: 橋爪真奈美さん

2000年4月にスタートした成年後見制度は、今年で17年目に入ろうとしています。

スタート時は親族後見の件数が圧倒的に多かったが、今では専門職後見の方が半数以上を占めるようになり、私が所属している石川県社会福祉士会「成年後見センターぱあとなあ石川」への申立、受任の相談は年々増加傾向にあります。

成年後見人の主な職務は大きくわけて「財産管理」と「身上監護」の二つがあり、特に社会福祉士会は医療・介護をベースとしたソーシャルワークの専門職団体であるゆえ身上監護面に重きを置いたケースの相談が多いです。その背景には、身寄りがいない(もしくはいても疎遠になっている、関係が悪い、虐待ケース等)、申立や受任に際してお金がない、障害のある子を育ててきた親が認知症になった、世帯全員がさまざまな問題を抱えている等、複合的な問題も多く、受任しているメンバーは日々困惑しながら業務を遂行しています。

今回の例会では、まず17年目に入った今の成年後見等実務の実態について、身上監護面を中心に支援している社会福祉士会のメンバーの事例を紹介しながら、客観的評価のむずかしい身上監護の現状を知っていただく機会としたいです。

さらに、受任しているメンバーの多くが直面する問題の一つである「死後事務」の現状についても報告できればと思います。

昨年の民法改正で、これまでグレーだった「死後事務」の一部が後見人の権限として明文化され安心して行えるようになりました。それ自体は後見業務を円滑に行うために良い改定ではありますが、一方で後見人の責務、重圧も大きくなり、被後見人の意思決定を支える後見人のあり方について戸惑いを感じる部分でもあります。

成年後見制度の未来について、さまざまな立場のみなさんと意見交換できれば嬉しいです。多数の参加をお待ちしています。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

## 『障害のある人の就労支援の現状と課題』

道見 藤治（フリー当事者）

2017年2月4日（土）松ヶ枝福祉館において、上記のテーマで相談支援専門員の三津井司さんから福祉的就労支援についての報告がありました。参加者は他の催事と重なったため10名と少なかったですが、後半は熱い議論となりました。三津井さんの鋭い論点を捉えきっていませんが、概要を分かるようにまとめました。

障害者自立支援法が施行される前の近い過去を見てみると、障害のある人（当事者と記す）の福祉的就労の場として、緩やかな順に①小規模作業所、②授産施設、最低賃金を保障する③福祉工場がありました。でも数は乏しくそこで働く人は少なかったようです。自立支援法はその再編と拡充を図ったわけです。大雑把に言えば、①は④地域活動支援センターⅢ型に、②は⑤就労継続支援B型（B型と記す）に、③は⑥就労継続支援A型（A型と記す）に移行されたと言えます。もっともその後④からB型への移行もありました。従来概念になかったものとして就労移行支援事業（『移行』と記す）が登場しました。

三津井さんの報告から一般的な流れを述べますと、まず『移行』（有期限2年間、最大3年まで）を利用した後、一般就労（いきなり正社員ではなく、パートからが多い）、無理ならA型（無期限、最賃が保障、雇用契約、利用契約を結ぶ。65歳以上の新規雇用は認めず）、更にそれら2つに合わない場合はB型（無期限、非雇用で低工賃）となります。

2015年度より特別支援学校卒業予定者等就労経験がない人が『移行』でアセスメントを受けること、また成人で障害を負った人がB型を利用する場合でも条件によっては『移行』でアセスメントを受けないとB型のサービス提供が受けられないことがあるとの紹介がありました。私はB型を利用したい人がそのために一旦『移行』でのアセスメントを当事者が納得できるか、支援者に混乱はないか懸念します。安易にB型利用をさせない抑止力があるなら許せません。

自立支援法から改正された総合支援法下で完全移行の2012年度後、2年間の全国の事業所数の伸びは、『移行』、B型は漸増がみられ、A型は倍増がみられました。道見の『福祉マップ』の調査では、2015年の石川県下の事業所数は『移行』が39、A型が42、B型が112です。B型の割合が高いです。

『移行』の機能としては、就労に向けての指導と実際の様々な作業などを通じての訓練を行なうもので、報酬単価は3つの中で最も高く、前述のアセスメントなど期待されていることが同えますが、利用は通常2年の1回限り（一般就労につながりバックしたときは再チャレンジ可能）のものであり、数の伸びは頭打ちが予想されます。

A型は助成金目当てに営利目的で企業に狙われて増加しています。週20時間の条件を満たさないと給付は減額されます。実際は働いていないのに不正な受給をしたり、その他のいろいろな問題点を三津井さんは指摘していました。

私は当事者ですのでその視線から言いますと、就労支援は有り難いことですが、仕組み

に振り回されるのは好ましくありません。当事者のその時々健康状態に対応ができるような自由な形態の働く場と給料のアップを望みます。当事者はできるだけ多く働きたい、でも辛いときは休みたいという二律背反するものを抱えています。事業所にとっては当事者にしっかりと働いてもらい経営を安定させたいが、当事者の生活も支援してあげたいとの微妙な思惑があります。近年の社会保障の後退に伴う給付抑制など政府の財政の締め付けを看過せず、権利条約に基づく当事者の豊かな地域生活の実現を願います。



## 会員レポート

### 「年金引下げ違憲訴訟」第3回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

2月8日、「年金引下げ違憲訴訟」第3回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われ、原告や支援者ら約70名が集まりました。年金の減額処分は憲法違反だとして、石川県内の31名の原告が処分の取り消しを求めて提訴しています。

今回の口頭弁論で意見陳述されたのは、妻と二人暮らしのYさん（77歳）です。Yさんは、自衛隊員やトラック運転手など何回か転職しながら、35年間、年金を納めてきました。2016年は、厚生・共済・企業年金を合わせて月額138,087円です。2010年は165,792円であり、加給年金が支給されなくなったこともあり、この間、月額27,705円が削減されました。「この削減は頭が痛いです」。Yさんの妻の国民年金は34,314円であり、二人合わせて172,401円です。そのうち、生活費と医療費が164,000円であり、生活が大変厳しく「娯楽や旅行など考えたことがない」と述べられました。

国民年金は老後の最低生活保障、厚生年金は現役時代の生活の維持といわれていますが、今の年金額は「私の老後の最低生活の保障も、現役時代の生活維持もしてくれない。許せない」と訴えられました。さらに「国にたいして、高齢者の生活を脅かす年金制度の一方的改悪は止めよと言いたいです。そして、生活困窮者を生まないために社会福祉制度、社会保障制度の改善を強く求めます」と述べられました。

口頭弁論後の報告集会で、Yさんは「散髪は妻にしてもらっている。年金者組合の旅行などにも参加できない」と話されました。「年金カット」法は高齢者にさらに厳しい生活を強いるものです。私は、「年金カット」法を強行した安倍政権に強い憤りをおぼえました。年金額の削減は個人消費を冷え込ませ、経済政策としても失敗です。生活できる公的年金制度に転換していくことが必要だと思いました。

## 「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」 第7回口頭弁論傍聴報告

大田 健志

2016年12月22日、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第7回口頭弁論が行われ、傍聴者は39人であった。今回の要約陳述のポイントは二点。一つ目は、前回も焦点となった厚生労働大臣の裁量権逸脱に関する問題。二つ目が、基準部会による「平成19年検証」に関する問題であった。以下に概要を記載する。※一部、要約陳述で省略した部分について、厚労省資料等を元に筆者が補足。

### ○「専門家による検証」の必要性

はじめに指摘したのは、基準変更時に「専門家による検証」が行われなかったことだ。本来、基準見直しの際には手続き上、「専門家による検証」は必須とされ、それが守られていないことが違法だと指摘。また、現行の水準均衡方式（以前は格差縮小方式を採用）も、本来、専門家による検証が不可欠なものだ。さらに、生活保護法第8条では、保護の基準を厚生労働大臣が定めるとされているが、大臣判断の正当性は、国民の声を反映させる審議会における議論や、専門家の適正かつ慎重に判断が担保されていることが大前提なのだ。つまり、専門家による検証が十分になされていない今次引き下げは、厚生労働大臣の裁量権の逸脱だと言える。

### ○基準見直しに係る検証の必要性―「昭和58年意見具申」と「平成15年在り方専門委員会」

水準均衡方式は、昭和59年から導入されたが、その経緯について、「昭和58年意見具申」というものが出されている。生活扶助基準及び加算のあり方について、中央社会福祉審議会での検討内容をとりまとめたものであり、「生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある」との一文が明記されている。また、その方針は、このとき限りのものではない。「平成15年在り方専門委員会」の報告書（平成16年12月15日付け）から、生活保護基準の見直しに関する留意点を抜粋・要約すると次の3点が挙げられる。①導入時には水準均衡方式が妥当であったと評価できるが、その均衡が適切に図られているかを見極めるために5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。②検証においては、地域や世帯類型とともに、調査方法及び評価手法について専門家の知見を踏まえることが妥当である。③専門家による分析や検証を行い、被保護世帯の生活への影響等を十分調査して見直しを検討する必要がある。つまり、生活保護の基準見直しには、慎重かつ厳格な判断が必要だということが、昭和58年からの一貫した考え方であることがわかる。

また、厚労省社会・援護局長下に設置された「平成19年生活扶助基準に関する検討会」の議事録にも、専門家による検証の必要性に関して「基準設定は検証結果に基づいて」、「5年に一度の検証をルール化」、「それに拘束されたい」、という旨の厚生労働省の事務方の発

言が記録されており、厚労省自ら、裁量羈束<sup>1</sup>が妥当だと判断している。さらに、生活保護基準の見直しは、生存権の後退禁止原則にも関連する。引き上げには弾力性があるが、引き下げには硬直性が働く。詳細は省くが、その点についても、上記の昭和58年、平成15年、平成19年いずれの会議においても、一貫して、慎重な対応が必要との考え方が記されている。

### ○物価考慮の不当性

次に指摘したのは、そもそも物価を基準とした問題である。従来、生活保護の基準検討について、物価を考慮した例は一度もなく、昭和58年意見具申では、「賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。」との記載も見られる。また、平成15年にも、物価考慮に強い反対意見が出され、平成25年基準部会でも、「慎重に考えなければならない」、「物価は議論すらしていない」とされた。また、反対の理由としては、物価を考慮することは「相対性の追求」であり、それまでの議論の方向性・観点とは一線を画すものであるというの大きい。

従来と異なる指標・基準を用いるという重大な変更にも関わらず、専門家による検証が行われていないことが異常であり、平成25年基準部会では岩田副部長も「専門家による議論が必要だった」と述べている。以上の点から、今次生活保護基準の検討において、専門家による検証が行われていないという手続き上の重大な過誤があり、明らかに厚生労働大臣の裁量権を逸脱していると主張した。

### ○平成19年検証の位置づけ

次に、上述の「平成19年生活扶助基準に関する検討会」について追求を続けた。被告側の主張の中には、生活保護基準引き下げの妥当性の根拠として「平成19年の時点で既に引き下げるべき状況にあったが据え置いてきた」と述べているのだが、この主張の誤りを指摘した。

まず、この平成19年検証の在り方自体に問題が多い。例えば、①公平な第三者機関・専門家ではなく、厚生労働省の設置した私的諮問機関である、②検証は非公開、③検証期間は1カ月半という短期間、などの点が挙げられる。これらには、委員自身からも批判があり、「引き下げには慎重であるべき」というのが全委員の総意で確認され、当時、極めて異例となる文書発表も出された。このように、検討会自体が上記のように、法的位置づけが不明確な会であったこと、また委員が慎重な引き下げを提案していることから、本来引き下げるべきものを据え置いた分、今回引き下げたという主張は、厚労省自身の従来の主張・判断と自己矛盾を起しているとして指摘し、要約陳述を閉じた。

裁判後の集会では、要約陳述で省略した部分について補足。厚労省の示す「ゆがみ調整部

---

<sup>1</sup> 羈束（きそく）・・・つなぎしばること。自由を束縛すること。拘束。

分（90億）」に関する主張の誤りや、基準部会報告書における「比較対象」の問題を指摘したことが説明された。被告側の返答（文書回答）についても、簡単に説明。被告側が言うには、生活扶助相当CPIは、裁量の範囲内。ウエイトの問題については、平成20～23年の短期間ということもあり、厳密に考慮する必要もないという返答がなされたとのことだった。今後、この基準根拠の問題点については、静岡大学の上藤教授が意見書を作成中であり、それに基づいて引き続き主張を行っていく予定である。

### <今後の裁判についてのご案内>

- 「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第8回口頭弁論

3月23日（木）13時30分

13時15分に金沢地方裁判所に集合

- 「年金引下げ違憲訴訟」第4回口頭弁論

5月23日（火）13時30分

ご都合のつく方はぜひ裁判傍聴にお越しください。

多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！

